

災害に伴う自動車税（種別割）の減免等について

京 都 府

京都府では、災害に伴う自動車税（種別割）の減免などの制度を次のとおり設けております。

内 容	申請書類
<p>1</p> <p>・被災した自動車を廃車する（＝運輸支局での自動車の抹消登録手続） → 廃車の日の属する月の翌月から自動車税（種別割）の課税を取り消します（既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）。</p>	<p>運輸支局への申請となります。 詳しくは <u>自動車登録手続ヘルプデスク（電話050-5540-2061）</u>へお問い合わせください。 ※ 京都府への申請等手続は不要です。</p>
<p>2</p> <p>・被災した自動車を廃車したが、被災日の翌月以降になったもの ・流失、水没などで自動車がなく廃車の手続ができないもの →被災日の属する月の翌月から課税を取り消します。 （既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）</p>	<p>① 事故自動車申立書 ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行するり災証明書等 ・損害保険会社が発行する書面 ・被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの）
<p>3</p> <p>・被災によってエンジンなどに被害を受け、修理しなければ使用できない自動車 →被災日から修理が完了した日までの月割税額を減免します（既に納付された自動車税（種別割）は月割で還付します。）。 ※16日未満は切り捨てとなります。</p>	<p>① 自動車税（種別割）災害減免申請書 ② 被災自動車が災害を受けたことを証する次のいずれかの書類（自動車のナンバーが確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が発行するり災証明書等 ・損害保険会社が発行する書面 ・被災自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの） <p>③ 修理期間、修理内容及び修理が完了したことを証する書類（修理完了日が明記されているもの） ※申請期限…修理が完了した日から2か月以内</p>

上記2及び3の申請・お問い合わせは

自動車税管理事務所 075-672-6155
 京都東府税事務所 075-213-6320（左京区、中京区、東山区、山科区）
 京都西府税事務所 075-326-3312（北区、上京区、右京区、西京区、向日市、長岡京市、乙訓郡）
 京都南府税事務所 075-692-1320（下京区、南区、伏見区）
 山城広域振興局税務課 0774-23-5400（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡）
 山城南府税出張所 0774-72-0231（木津川市、相楽郡）
 南丹広域振興局税務課 0771-22-0330（亀岡市、南丹市、船井郡）
 中丹広域振興局税務課 0773-62-2502（舞鶴市）
 中丹西府税出張所 0773-22-3904（福知山市、綾部市）
 丹後広域振興局税務課 0772-62-4303（宮津市、京丹後市、与謝郡）

までお願いいたします。

※ 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間にお問い合わせください。
（ただし、祝日等の府の休日を除く。）